# 司法書士法人 なのはな法務事務所

2009年6月22日 第2号

### ■鹿児島事務所

〒892-0842 鹿児島市東千石4番33号

フィオーレ東千石902 TEL 099 (814) 8088 FAX 099 (814) 8089

### ■指宿事務所

〒891−0401 指宿市大牟礼1丁目11番8号

TEL 0993 (24) 5252 FAX 0993 (24) 5501

平成21年3月28日鹿児島派遣

部報道でご存知の方もい

が参加され、

ゃるとは思いますが、

事務所の職員も専門家及びボ ランティアとして参加させて

いただきました。

派遣村の活動は主に

シェ 4日 ルター

一健康相談に関する支援 4月 関する支援

夜回り活動 相談会活動 (3 月 30 日

(3月28日 を行わ

提供や相談会を行 入居し、 方々の協力を頂き、 シェルター 多くのボランティア には7名の方が

鹿児島派遣村報告

を行うために活動を行 と住まいを失った方々の支援 団体で、派遣切り等により職 書士等の専門家で構成され 鹿児島派遣村は、 社会保険労務士、社会福 県労連、NPO法人鹿児 精神保健福祉士、 ムレス生活者支えあう 連合鹿児 た 法

とが出来ました。

つながるなどの成果を得るこ

だき、

シェルターへの入居に

翌日からの相談会に参加いた

に面談・

相談された方々は、

活痕の確認を含む)

られることを確認(目視や生

49名の野宿生活者の方々がお

合職員がその対応にあたりま 談を受け、 から電話または面談による相 た相談会には、のべ24名の方 法書士らの専門家と労働組 3月3日から1週間行わ 社会保険労務士・

います。 が離職者支援施策の利用手続 住宅に入居するなど3名の方 生活保護の申請をされ、 た。その結果、10名 れたことが確認されて の方が

さらに、

私たちは、

活動

を通じ 談会の実施は 支援がなんなのか、 住まいを失い孤立し困窮し ると考えます。 活かしていくべ で感じる機会を得ることが ている方々に対して必要な 成果は、 シェルター きました。 て、 今後様々な形で 現 在 こう 現在鹿児 の提供や、 、きもの 月 職を失 L 体と心  $\exists$ 島派 まで であ



すので、 協議を重ねてお 局は当事務所で行っておりま ていく予定です。 形で活かせるよう協議を進め は未定です。 なお、 派遣村に関するお問 鹿児島派遣村の事務 ご相談は当事務所 りますが、

今後とも継続できるよう しかながら私達 現

を巡回しました。その結果、 活動には46名のボランティア 3月28日に行われた夜回り じて、 いました。 これらの派遣村活動を通 私達は、

最大の成果であると考えま た方々が住居を確保 ことができたということが めるためのお手伝いをする した生活の第一歩を踏みし し安定

それぞれ に関しては、 が必要です。 決のためには、 というべ しかし、支援を受けた方々 の抱える課題の解 きであると思 これからスター 特に就労支援 今後も支援 (1

> が行った活動の成果を様々な 在のところ今後の具体的活動 談会やシェルターの提供など **遣村実行委員会において、**

窮の

果てにあっ

職と住ま

# ご挨拶

司法書士試験に合格した濱川維子と申します。

1月中旬から約2ヶ月間の研修を修了し、3月23日か ら指宿のなのはな法務事務所に勤務しております。大学で は法律を勉強していたため、将来は法律を通して人の役に 立つことができないだろうかと考えるようになったこと が、司法書士を目指したきっかけです。

これまで勉強を続けてこられたことや、支えてくれた目 には見えない多くの人に対する感謝の心をいつまでも忘れ ないで、精一杯社会に恩返ししていきたいと思っています。 仕事を始めて2か月になりますが、これまで勉強してきた ことを実務に応用することはとても難しく、初めてのこと や慣れないことに戸惑ってばかりで毎日があっという間に 過ぎていきます。大変なことが多いですが、焦らず、一つ 一つをしっかりと学んでいきたいと考えています。微力で はありますが、精一杯がんばりたいと思います。

(司法書十 濱川維子)

平成21年3月31日付で当事務所を退職することになっ た司法書士の岩切と申します。

入社して2年6ヵ月、少しでも消費者の方々の力になる べくひたすら邁進してまいりましたが、このたび、 鹿児島市吉野町 3216-5 (電話:099-213-9655) に 「かぜのおか司法書士事務所」という名前で独立すること

吉野でも、身近で気軽に相談できる法律家としてより一 層精進いたしますので、今後ともなのはな事務所ともども よろしくお願いいたします。

になりました。

(司法書士 岩切康広)

### ~開業だより~

# 「徳之島での開業」

指宿市のなのはな法務事務所で約3年間経験を積ませて頂き、今年の2月から徳之島で 「うみかぜ司法書士法務事務所」を開設しました。なのはな事務所にいる間、鹿児島県 司法書士会の事業の一環「島々相談会」の法律相談員として徳之島を訪れる機会が幾度も ありました。その中で、徳之島におけるいわゆる司法過疎というのを肌で感じ、この地で



開業することになった次第です。もちろん徳之島の自然の豊かさに惹かれたのもありますが。少しだけ島の事を書き ますと、全く理解不能高速な「島口(しまくち)」や20センチ超ズッキーニ、宇宙人の頭のような島キャベツなど内 地にいる時とは違った環境に最初はすごく異文化を感じました。しかし3ヶ月ほど経った今は、ずっとここに住んで いるかと錯覚してしまう時もある今日この頃で、自分の適応力に我ながら驚いてます。仕事の方も、初日にはまった く人が訪れることもなく電話も鳴ることもなかった事務所でしたが、今ではお客さんが来られ電話も鳴る様になり、 少しずつではありますが事務所として体裁がなんとか整いつつある感じです。

この地に骨を埋める覚悟で司法過疎の解消のためにやってきましたが、これから色々な困難が待ち受けていると思 います。その時には、なのはな事務所にいる時に芝田さん・梅垣さんから学んだ事を思い出し一生懸命取り組んでい きたいと思っています。(司法書十 柏村考兵)

# 事務員たより

なんとなくフラを習い始めて早1年半。最初はかなり幅広い年齢層でゆるゆる な動きだったのに、最近はクラスも変わり、タヒチアンダンスも並行して練習 し始めたから、筋肉痛だかなんだか分からない痛みで体はガタガタ。でもタッ プリ汗かいて練習後はとっても気持ちいいです。そう、まるで体の中の悪いも のが流れ出ていくかのようで…。

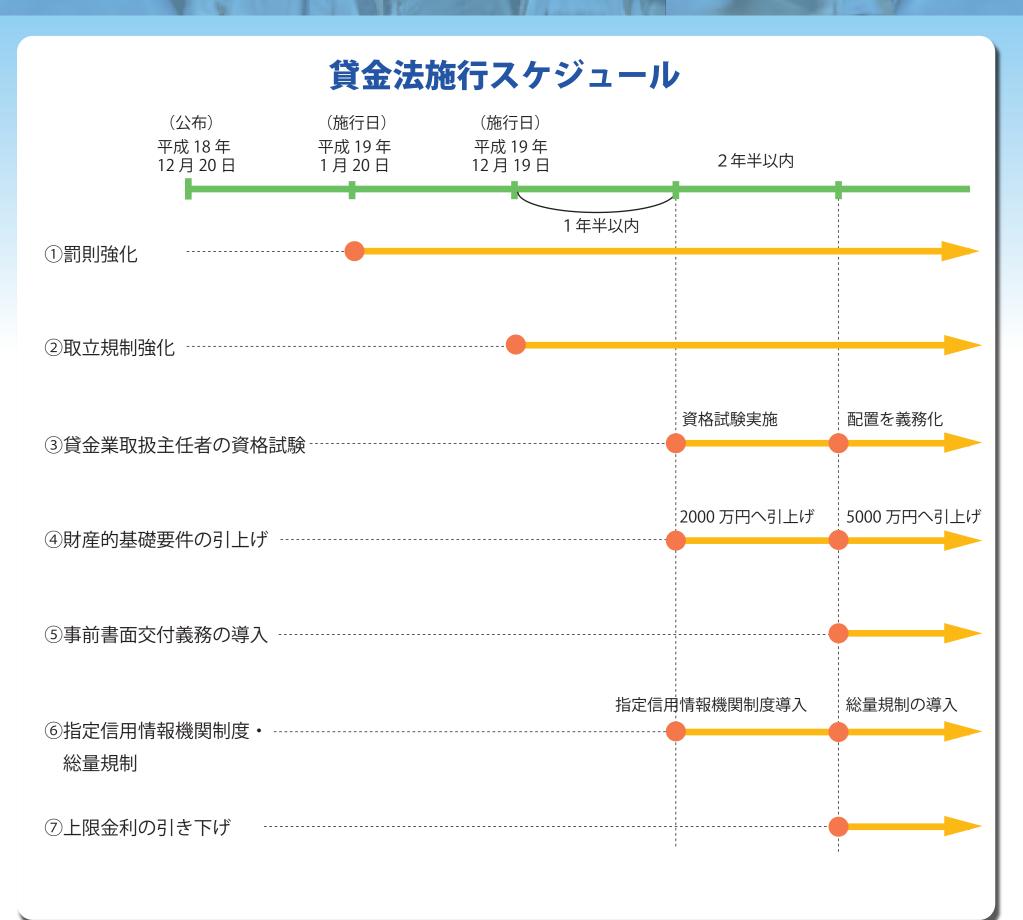
大好きなアルコールもポテトチップも控えめで頑張ってます。

そして先日は指宿のフラフェスティバルで踊ってきました。今年は2回目の 参加。緊張で頭の中は真っ白。でも楽しい1日でした! (事務員U)

## お米のカンパのお願い /

私たちは「かごしまホームレス生活者支えあう会」の事務局も運営し ております。さまざまな理由で野宿生活を余儀なくされた方が、-人でも多く畳に上がって普通の生活が出来ることを願い活動してお ります。その活動の一環として野宿生活者の方におにぎり・味噌汁 配り、月に一回自炊練習と炊き出しを行い、法律相談等も行ってお ります。この活動において、週に7kg、月に約30kgのお米 が必要であり、お米のカンパを募集しております。

# 特集賃金賞法の改正について



新貸金業協会設立など)<br/>
れました。<br/>
れました。

の罰金か10年以下の懲役又は3千万円以下の罰金へと引無登録営業の罰則を5年以下の懲役又は1千万円以下無登録営業の罰則を5年以下の懲役又は1千万円以下います。

います。本稿時点では第1と第2段階がすでに施行されてこの**法律は4段階にわけて**施行されることとなっていこの**法律は4段階にわけて**施行されることとなっていび過剰貸付を抑制する内容等が盛り込まれています。

貸金業の規制等に関する法律等の

部を改正する法律

消費者が多重債務

### ●ではまもなく施行される第3段階・第4段階とは?

(取立規制の強化

・業務改善命令導入

### 第3段階

### 財産的基礎要件の引き上げ

貸金業者の新規参入条件として、純資産額が2000万円必要となります。

### 指定信用情報機関制度の創設

借り手の返済能力の把握のために、信用情報の適切な管理や全件登録などの条件を満たす信用情報機関を指定する制度を導入し、貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みを整備されます。

### 第4段階

### 財産的基礎要件の引き上げ

貸金業者の新規参入条件として、純資産額が5000万円必要となります。

### 過剰貸付けによる規制の強化

与信限度を原則債務者の年収の3分の1とする。つまり、借入の際の調査の結果、総借入 残高が年収の3分の1を超える貸付けなど、返済能力を超えた貸付は原則禁止されます。

### みなし弁済制度の廃止

出資法の上限金利(年29.2%)を利息制限法の上限金利の水準(年20%)まで引き下げ、いわゆるグレーゾーン金利が廃止されます。

なお上記以外にも多数の改正が行われました。その背景にあるのは、多重債務をめぐる社会問題の深刻さを示しているものと思われます。その問題解決のために今回のような改正が行われたことは、多重債務問題を解決するための一歩になるのではなかろうかと思います。しかし逆の見方をするならば、例えば過剰な貸付が禁止される総量規制が行われることになるため、貸金業者の貸し渋りが増える事や、貸金業者の財産的基礎要件の引き上げにより、今ある貸金業者が資金不足により貸金業者としての登録を抹消させられ、いわゆる「ヤミ金」が増加する可能性も考えられます。この様な事が行われることのないよう、当事務所も、多重債務問題に引き続き取り組んでいきたいと思っております。